

天理市告示第263号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定により指定福祉避難所を指定したので、同条第2項及び災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第1条の7第2項の規定により、令和2年1月24日付け天理市告示第18号の一部を次のとおり改正する。

令和3年12月8日

天理市長 並 河 健

指定緊急避難場所及び指定避難所の表中

「

指定避難場所	福祉避難場所
--------	--------

を

」  
「

指定避難場所	
指定一般避難所	指定福祉避難所

に改め、

同表第33の項中

「

天理市立福住中学校
-----------

を

」  
「

旧天理市立福住中学校
------------

に改め、

同表第35の項中

「

旧天理市立福住幼稚園
------------

を

」  
「

高原地域振興館
---------

に改める。

同表第51から54の項を次のように改める。

51	特別養護老人ホームやすらぎ園	天理市福住町 5 5 0 4番地							○
52	特別養護老人ホームひびきの郷	天理市岸田町 1 1 9 9番地							○
53	介護老人福祉施設清寿苑	天理市中之庄 町5 3 2番地 1							○
54	特別養護老人ホーム福住光明苑	天理市福住町 6 3 2 8番地							○